

贈与税の申告時期です。

ご案内

昨年は、当事務所へ贈与による不動産の名義変更（移転登記）のご依頼をいただきまして、真にありがとうございました。

さて、ご承知のとおり、昨年1年間に贈与を受けた方は、今年の2月1日から3月15日までに贈与税の申告をする必要がございます。

そこで、当事務所では、昨年ご依頼いただきました皆様へ、念のためそのご案内をさせていただいているところでございます。

基礎控除

昨年1年間に受けた贈与の価格が、**110万円以下**であれば、贈与税はかかりませんので、**申告も不要**です。

夫婦間で贈与

婚姻期間20年以上の夫婦間で居住用不動産の贈与をした場合、**2000万円の配偶者控除**があり、**申告をしないとこの優遇が受けられません**ので、ご注意ください。

税額について

具体的な贈与税の計算については、**税務署の税務相談室**や**税理士**にお尋ねください。当事務所では具体的な税額の計算をすることはできませんが、**税理士の紹介をすることは可能です**ので、遠慮なくご相談くださいませ。

親から子へ贈与

65歳以上の親が20歳以上の子供に贈与した場合、**相続時精算課税制度**を利用すると**2500万円**の特別控除があります。この制度を利用する場合は、**申告をしないとこの優遇が受けられません**ので、ご注意ください。

贈与の価格

不動産の贈与税積算価格は、固定資産税評価額とは異なる場合があります。

同封

参考までにパンフレットを2つ同封させていただきました。
① 国税庁作成の贈与税のご案内
② 当ビルのご案内

事務所のご案内

大分市城崎町1丁目3番12号
Law Station城崎1F

堀 司法書士合同事務所
司法書士 堀 正澄
司法書士 堀 智彰

TEL:097-538-1418

当事務所ホームページ・ブログへは

堀司法書士合同事務所

検索

申告期間

2月1日 → 3月15日